

警察庁乙刑発第2号
警察庁乙官発第3号
警察庁乙務発第2号
警察庁乙保発第3号
警察庁乙交発第2号
警察庁乙備発第2号
平成4年2月12日

各都道府県（方面）公安委員会委員長

各 管 区 警 察 局 長 殿

各 都 道 府 県 警 察 の 長

(参考送付先)

府 内 各 局 部 課 長 等

各 附 屬 機 関 の 長

東 京 都 警 察 通 信 部 長

北 海 道 警 察 通 信 部 長

警 察 庁 次 長

暴力団総合対策の強化徹底及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行について（依命通達）

第120回国会において成立した暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）は、平成3年5月15日に公布され、平成4年3月1日から施行されることとなった。

現在、法の施行を目前にして、暴力団の壊滅を求める国民の期待はかつてなく高まっており、暴力団排除の機運の著しい高揚を始め、暴力団対策をめぐる情勢は新たな局面を迎えるつつある。

このような情勢は暴力団の壊滅を実現するための絶好の機会であり、警察としては、暴力団の壊滅を願う国民の期待に思いを致し、法の円滑な施行はもちろんのこと、暴力団犯罪の検挙、暴力団排除活動の推進等の暴力団総合対策を強化、徹底してその実を上げ、国民の期待に応えるとともに、

的確な広報活動を推進して暴力団の壊滅に向けた国民の意識の高揚を図らなければならない。

そのため、各都道府県警察においては、今後当分の間、特別体制を確立し、次の3点に重点を置いて暴力団総合対策を推進されたい。

1 暴力団犯罪の検挙等の徹底

(1) あらゆる法令を活用して暴力団犯罪の検挙に努めるとともに、けん銃等の武器の押収を推進すること。

(2) 大規模な資金源活動に絡む犯罪、中枢幹部による犯罪、大がかりなけん銃密輸入事件等暴力団に大きな打撃を与える事件を検挙するため、特別捜査班の編成等による計画的、集中的な捜査を実施すること。

2 暴力団排除活動の多面的な展開

(1) 建設業者、風俗関係業者、飲食店営業者等暴力団による犯罪の被害を受けやすい業者に対し個別に働きかけることなどにより、潛在している被害の掘り起こしと被害の予防に努め、みかじめ料、不当な寄附金の要求等の暴力的 requirement 行為の一掃を図ること。

(2) 被害者の心情を十分に汲み取った積極的な暴力相談が実施できるよう全職員に暴力相談の趣旨、要領を徹底するとともに、暴力相談の一層の充実のため、弁護士会等との連携を強化すること。

(3) 早期に都道府県暴力追放運動推進センターの指定を行うことができるよう必要な準備を進めるとともに、指定後にあっては、真に国民の期待に応える事業が実施されるよう適切な援助を行うこと。

3 法の円滑な施行

1及び2において述べたもののほか、資料の収集、聴聞に関する教養の徹底等暴力団の指定等に必要な準備作業の万全を期するとともに、関係職員に対する教養の徹底、警察本部及び警察署における法の運用に必要なシステムの確立、暴力団の被害者等に対する保護対策の徹底等により、法の適切かつ効果的な運用を図ること。

なお、法の制定の背景及び要点は別紙のとおりである。
命により通達する。

別紙1 法の制定の背景

暴力団の広域化、寡占化は、近年、一段の進展をみせており、これにより暴力団がその威力を増大させた結果、暴力団員は、その所属する暴力団の威力を巧妙に利用することにより、脅迫、恐喝、暴行等の犯罪によらずして不当に利得を図るなどの活動を広範に展開するようになっている。こうした暴力団員の活動によって市民、企業等は多大の害悪を被っており、暴力団員による不当な行為が健全な市民生活に与える脅威は、ますます増大しつつある。

また、大規模暴力団が小規模暴力団を吸収して勢力を拡大していく傾向が著しいことから全国的に対立抗争が頻発しており、かつ、ほとんどの対立抗争において銃器が使用されるようになっており、抗争において暴力団事務所の周辺の住民等が巻き添えとなるなど、対立抗争による危害が一般市民にまで及ぶ事案が増加している。

この度の法の制定は、このように暴力団員の不当な行為によって市民生活の安全と平穏が大きく脅かされている最近の状況にかんがみ、暴力団員の不当な行為による国民の自由と権利の侵害を防止するため必要な規制措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に資するための民間の公益的団体の活動を促進し、もって暴力団対策を推進、強化するために行われたものである。

別紙2 法の要点

1 総則関係

(1) 目的規定（法第1条）

法第1条においては、法の目的を「暴力団員の行う暴力的 requirement行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護すること」と規定した。

(2) 定義規定（法第2条）

法第2条第1号においては、暴力的不法行為等を「法別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為」と定義した。

また、法第2条第2号においては、暴力団を「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義した。これは、警察庁組織令（昭和29年政令第180号）第10条の3第2号の「暴力団」の概念とほぼ同義である。

さらに、法第2条第3号から第7号までにおいては、指定暴力団、指定暴力団連合、指定暴力団等、暴力団員及び暴力的 requirement行為について定義している。

(3) 指定の要件に関する規定（法第3条及び第4条）

ア 指定暴力団（法第3条）

法第3条においては、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が「その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあり暴力団」として暴力団を指定するに当たっての要件として、実質目的（第1号）、犯罪経歴保有者の比率（第2号）及び階層的構成（第3号）の3つを規定した。

（ア） 実質目的の要件

法第3条第1号においては、その暴力団員が当該暴力団の威力を利用して資金獲得活動をできるようにするため、その暴力団員に当該暴力団の威力を利用させ、又はその暴力団員が当該暴力団の威力を利用するることを容認することが、当該暴力団の実質上の目的であると認められることを、指定の要件の一つとして定めた。

「名目上の目的のいかんを問わず」とは、暴力団の目的はその綱領、規約等に掲げられている目的その他の名目上の事項のいかんを問わず、その活動の実態等から実質的に判断するものである旨を示したものである。

「当該暴力団の威力を利用して」とは、当該暴力団に所属していることにより資金獲得活動を効果的に行うための影響力又は便益を利用することができますの場合においてその影響力又は便益を利用することをいい、当該暴力団の暴力団員としての地位と資金獲得活動とが結び付いている一切の場合をいう趣旨であって、「その者の所属する指定暴力団等……の威力を示して」（法第9条）よりも広い概念である。

(イ) 犯罪経歴保有者の比率の要件

法第3条第2号においては、当該暴力団の幹部である暴力団員又は全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が政令で定める比率を超えることを指定の要件の一つとして定めた。

(ウ) 階層的構成の要件

法第3条第3号においては、当該暴力団の代表者等の統制の下に階層的に構成されている団体であることを指定の要件の一つとして定めた。

イ 指定暴力団連合（法第4条）

公安委員会が暴力団（指定暴力団を除く。）を「指定暴力団の連合体」として指定するに当たっての要件として、法第4条第1号においては、連合体の構成に関する事項（連合体構成の要件）を、同条第2号においては、「当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となっている暴力団の相互

扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することが、当該暴力団の実質上の目的であると認められること」（実質目的の要件）を定めた。

なお、法第4条第2号の「名目上の目的のいかんを問わず」は、法第3条第1号における当該文言と同義である。

（4）指定に係る聴聞に関する規定（法第5条）

法第5条第1項においては、指定暴力団等の指定をしようとするときは公開による聴聞を行わなければならないこと及び個人の秘密の保護のためやむを得ないと認められるときは聴聞を非公開とすることができると定めた。

法第5条第2項においては、聴聞を行う場合には指定に係る暴力団を代表する者又はこれに代わるべき者に対してその期日及び場所を相当の期間をおいて通知しなければならないことを定めている。

法第5条第3項においては、指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人が聴聞に際して意見陳述及び証拠提出をすることができることを定めた。

法第5条第4項においては、指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人が正当な理由がなくて聴聞に出頭しない場合等には、聴聞を行わないで指定をすることができることを定めた。

法第5条第5項においては、法に定めるもののほか指定に係る聴聞の実施について必要な事項は国家公安委員会規則で定めることを定めた。

（5）指定に係る確認に関する規定（法第6条）

法第6条第1項においては、個別の指定処分の要件該当性を国家公安委員会においても判断することによってその唯一性その他の妥当性を確保するため、公安委員会は、指定の要件に該当していることについて、あらかじめ、国家公安委員会の確認を求めなければならないことを定めた。

法第6条第2項においては、国家公安委員会が確認をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、審査専門委員の意見を聴かなければならないことを定めた。

(6) 指定の公示に関する規定（法第7条）

法第7条第1項においては、指定暴力団等の指定をするときは、国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならないことを定め、同条第2項においては、当該指定暴力団等を代表する者又はこれに代わるべき者が逃亡等により所在不明の場合にも対応できるよう、指定は公示により効力を生ずることを定めた。

法第7条第3項においては、指定をしたときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者又はこれに代わるべき者に対して国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならないことを定めた。

法第7条第4項においては、指定に係る公示事項に変更があったときは、公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならないことを定めた。

(7) 指定の有効期間及び取消しに関する規定（法第8条）

法第8条第1項においては、指定の有効期間を3年と定めた。

法第8条第2項においては、指定を取り消す場合として、解散その他の事由により消滅したとき（第1号）又は法第3条各号若しくは第4条各号のいずれかに該当しなくなったと明らかに認められるとき（第2号）の2つを定めた。

また、法第8条第3項においては、指定暴力団連合が法第3条の規定により指定暴力団として指定されたときは、当該指定暴力団連合に係る法第4条の規定による指定を取り消さなければならないことを定めた。

さらに、法第8条第4項から第7項までにおいては、指定の取消しの手続を定めた。

2 暴力的 requirement 行為の禁止等関係

(1) 暴力的 requirement 行為の禁止に関する規定（法第9条）

法第9条においては、指定暴力団員について、その所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して同条第1号から第11号までに掲げる11種類の行為を行うことを禁止することを定めた。

「その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示す」とは、指定暴力団員が、自らが所属する指定暴力団

等又はその系列上位指定暴力団等の威力（人の意思を制圧するに足りる勢力）を相手方に認識させる一切の行為をいうものであり、必ずしも相手方に恐怖、困惑、不安又は迷惑の感を生ぜしめる程度のものであることを要しない。

（2）暴力的 requirement 行為の要求等の禁止に関する規定（法第 10 条）

法第 10 条においては、債権取立て、地上げ、示談等における指定暴力団員の利用の絶無を期するため、何人も、指定暴力団員に対し、暴力的 requirement 行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならないことを定めた。

（3）暴力的 requirement 行為等に対する措置に関する規定（法第 11 条及び第 12 条）

法第 11 条第 1 項においては、公安委員会は、指定暴力団員が暴力的 requirement 行為を現に行っており、その相手方の生活の平穏等が害されていると認める場合には、当該行為の中止等を命ずることができるなどを、同条第 2 項においては、公安委員会は、指定暴力団員が暴力的 requirement 行為をした場合において、当該指定暴力団員が類似の暴力的 requirement 行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、1 年以内の期間を定めて、その再発を防止するために必要な事項を命令することができることを定めた。

また、法第 12 条においては、公安委員会は、法第 10 条の規定に違反する行為が行われた場合において、違反行為が反復されるおそれがあると認めるときは、違反行為者に対して、1 年以内の期間を定めて、違反行為の再発を防止するために必要な事項を命令することができることを定めた。

3 不当な要求による被害の回復等のための援助関係

（1）暴力的 requirement 行為の相手方に対する援助に関する規定（法第 13 条）

暴力的 requirement 行為を行った指定暴力団員の連絡先を知らないこと、被害回復のための交渉に際して威迫を受けやすいこと等により暴力的 requirement 行為の相手方の被害回復に困難を来す場合が多いことから、法第 13 条においては、公安委員会は、法第 11 条の規定による命令をした場合において、暴力的 requirement 行為の相手方から被害回復のための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるとき

は、必要な援助を行うことを定めた。

(2) 事業者に対する援助に関する規定（法第14条）

事業者は、暴力団員によりその事業に関して行われる不当な要求に対し、事業者自身及び不当要求に実際に応対する立場にある使用人等の被害を防止するために責任者の選任等の措置を講ずる必要があるが、これらの措置が有効に行われるようするため、法第14条第1項においては、公安委員会は、事業者に対して、資料の提供、助言その他必要な援助を行うことを定めた。

また、法第14条第2項においては、公安委員会は、責任者の業務を適正に実施させるため必要があるときは国家公安委員会規則で定めるところにより責任者に対する講習を行うことを、同条第3項においては、事業者は、公安委員会から講習の通知を受けたときは責任者に受講させるよう努めるべきことを定めた。

4 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制関係

(1) 事務所の使用制限に関する規定（法第15条）

対立抗争において攻撃の目標や拠点となりやすい事務所における暴力団員の活動を規制し、もって対立抗争により市民が被害を受けることを防止するため、法第15条第1項においては、指定暴力団等の間に対立抗争が発生した場合において、公安委員会は、事務所の管理者に対して3月以内の期間を定めてその事務所の使用制限の命令をすることができるとともに、1回に限り、3月以内の期間を定めて当該命令の期限を延長することができることとした。なお、命令の期限を延長するに当たっては、当該命令をした後に法第15条第1項の対立抗争が新たに発生していることを要せず、また、新たに聴聞を行うことを要しないものである。

この事務所の使用制限の命令に関し、法第15条第2項においては、命令をしたときは国家公安委員会規則で定める標章をはり付けることを、同条第4項においては、当該標章を損壊し、又は汚損してはならないことを定めた。

(2) 加入の強要等の禁止等に関する規定（法第16条及び第17条）

指定暴力団等がその勢力の拡大を図る過程で構成員獲得のために不当な手段を用いることを防止するとともに、特に判断力の未成熟

な少年に対する加入の強要等を規制するため、法第16条においては加入の強要等の禁止に関する規定を、法第17条においては加入の強要等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 加入の強要等の禁止（法第16条）

法第16条第1項においては、指定暴力団員が少年に対し指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は少年が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならないことを、同条第2項においては、指定暴力団員が成人を威迫して同様の行為をしてはならないことを定めた。

イ 加入の強要等に対する中止命令、再発防止命令及び少年脱退措置命令（法第17条）

法第17条第1項においては、法第16条に違反する行為が行われており、その相手方が困惑していると認める場合には、公安委員会は中止命令をすることができることを、法第17条第2項においては、法第16条に違反する行為が行われた場合において、更に反復して違反行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会は再発防止命令をすることができることを定めた。

さらに、法第17条第3項においては、公安委員会は、指定暴力団員が少年に対する加入の強要等の行為をし、かつ、当該少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該指定暴力団等から脱退しなかった場合において、それが当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が脱退を求めているときは、少年脱退措置命令をすることができることを定めた。

（3）事務所等における禁止行為等に関する規定（法第18条及び第19条）

指定暴力団員が、その事務所等において付近住民等に不安を覚えさせるような行為をすること等を防止するため、法第18条第1号においては、事務所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、国家公安委員会規則で定める表示又は物品を掲示し、又は設置してはならないことを、同条第2号においては、事務所又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚

えさせてはならないことを、同条第3号においては、国家公安委員会規則で定める用務を行う場所として、人に対し事務所を用いることを強要してはならないことを定めた。

また、法第19条においては、公安委員会は、法第18条に違反する行為が行われており、生活又は業務の遂行の平穏が害されないと認める場合には、中止命令をすることができることを定めた。

5 暴力追放運動推進センター関係

(1) 都道府県暴力追放運動推進センター（法第20条）

ア 指定

法第20条第1項においては、公安委員会は、次のaからcまでのいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができることを定めた。

- a 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする民法第34条の公益法人であること。
- b 必必要な数の暴力追放相談委員が置かれていること。
- c イの暴力追放事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合していること。

イ 事業内容

法第20条第2項においては、都道府県センターは、次のaからhまでのすべての暴力追放事業を行うものであることを定めた。

- a 広報活動
- b 民間の暴力追放組織に対する援助
- c 相談事業

法第20条第3項においては、都道府県センターは、相談事業を行うに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならないことを定めている。

また、法第20条第4項においては、都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があつ

たときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならないことを定めている。

- d 委託による講習
- e 不当要求情報管理機関に対する援助

第20条第2項第7号の規定により都道府県センターは不当要求情報管理機関一般の業務を助けることとされているが、必要な体制が整備されている不当要求情報管理機関については都道府県センターが確実に援助を行うことができるようとともに、不当要求情報管理機関についてあるべき水準を示すことによりすべての不当要求情報管理機関がこれに達するようすべく、一定の要件を満たす不当要求情報管理機関を公安委員会が登録する制度を設けている。

- f 救援事業
- g 少年指導委員に対する研修の実施
- h 附帯事業

ウ 監督

法第20条第5項においては、公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、必要な措置を採るよう命ずることができることを、同条第6項においては、都道府県センターがこの命令に違反したときは、公安委員会は、指定を取り消すことができることを定めた。

エ 守秘義務

相談事業に係る業務の性質上、都道府県センターの役職員が相談の申出人等に係る個人の秘密又は事業上の秘密に相当程度深く関与することから、プライバシーの保護を図る必要があるため、法第20条第7項においては、都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には、相談事業に係る業務に関し守秘義務を課すことを定めた。この違反に対しては罰則が定められている（法第36条）。

なお、相談事業に係る業務に関する秘密には、相談業務の過程

で知り得た秘密のみならず、相談事業に関し他機関から提供された秘密も含まれるものである。

オ 都道府県警察との連絡等

法第20条第8項においては、都道府県センターは、その事業の運営について公安委員会と密接に連絡し、公安委員会は、都道府県センターに対してその事業の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えることを定めている。この都道府県警察からの「必要な配慮」としては、暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する情報の提供、相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等の保護等が挙げられる。

(2) 全国暴力追放運動推進センター（法第21条）

ア 指定

法第21条第1項においては、国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする民法第34条の公益法人でイの事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができることを定めている。

イ 事業内容

法第21条第2項においては、全国センターは、次のaからeまでのすべての事業を行うものであることを定めた。

- a 2以上の都道府県における広報活動
- b 暴力追放相談委員等に対する研修の実施
- c 暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究
- d 連絡調整
- e 附帯事業

ウ 準用規定

法第21条第3項においては、都道府県センターに対する監督（法第20条第5項及び第6項）、都道府県警察との連絡等（法第20条第8項）等の規定を全国センターに準用することを定めている。

6 その他

(1) 報告及び立入りに関する規定（法第22条）

法第22条第1項においては、公安委員会は、法の施行に必要があると認めるときは、法の施行に必要な限度において、指定暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは関係者に質問させることができることを定めた。

この報告及び立入りは、相手方の意思に反して物理的実力をもって行い得るものではないが、報告をしなかった者、立入りを妨げた者等に対しては罰則が定められている（法第38条）。

なお、「指定暴力団員その他の関係者」には、指定暴力団員のほか、法で禁止されている行為を依頼した者その他これらの者と同一視できる程度に関係を有する者が該当する。

(2) 命令に係る聴聞に関する規定（法第23条）

法第11条第2項、第12条、第15条第1項又は第17条第2項若しくは第3項の規定による命令（仮の命令を除く。）に係る者に意見陳述及び証拠提出の機会を与えるため、法第23条第1項においては、公安委員会は、これらの命令をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならないことを定めるとともに、一定の個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、聴聞を非公開とすることを定めた。なお、同項ただし書の「個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるとき」には、法第9条第1号に掲げる行為に係る事案の事実審理に際して「人に関する公知でない事実」について触れざるを得ない場合等が該当する。

法第23条第2項においては、聴聞を行う場合には、公安委員会は、当該命令に係る者に対してその期日及び場所を相当の期間をおいて通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならないことを定めた。

法第23条第3項においては、当該命令に係る者又はその代理人は、聴聞に際して意見陳述及び証拠提出をすることができる事を定めた。

法第23条第4項においては、当該命令に係る者又はその代理人

が正当な理由がなくて聴聞に出頭しない場合等には、聴聞を行わないで命令をすることができることを定めた。

法第23条第5項においては、法に定めるもののほか命令に係る聴聞の実施について必要な事項は国家公安委員会規則で定めることを定めた。

(3) 仮の命令に関する規定（法第24条）

法第24条においては、聴聞をしてから命令を行ったのでは更に反復して暴力的 requirement 行為が行われ、又は対立抗争に関して事務所付近の住民の生活の平穏が害されることとなる場合等に対応するため、これらの命令を仮に行うことができることを定めた。

ア 仮の命令

法第24条第1項においては、公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、聴聞を行わないで、仮に、暴力的 requirement 行為に対する再発防止命令又は事務所の使用制限命令（仮の命令）をすることができることとした。「緊急の必要がある場合」とは、法第23条第1項の聴聞を行ういとまがない場合をいう趣旨である。

イ 仮の命令の有効期間

法第24条第2項においては、仮の命令の効力を仮の命令をした日から起算して15日とした。なお、同条第9項においては、仮の命令に係る者の所在不明のための聴聞の通知の不能により、又は仮の命令に係る者若しくはその代理人（以下「仮の命令に係る者等」という。）の不出頭により、仮の命令に係る聴聞を行うことができず、かつ、当該事案に関する本命令に係る聴聞の公示がされているときは、当該仮の命令の効力は、当該聴聞の日（仮の命令に係る者等の不出頭又は仮の命令に係る者の所在不明の場合にあっては、公示の日から起算して30日を経過する日）までとすることとしている。

ウ 仮の命令をした公安委員会の通知

法第24条第4項においては、仮の命令をした公安委員会は、当該仮の命令が法第11条第2項に係るものであり、かつ、当該仮の命令を受けた者の違反行為時の住所等が他の公安委員会の管轄区域内に在るときには、当該他の公安委員会に対し、仮の命令

をした旨を通知しなければならないことを定めた。

エ 仮の命令に係る聴聞

法第24条第3項及び第4項ただし書においては、仮の命令をした公安委員会又は通知を受けた公安委員会は、仮の命令があった日から起算して15日以内に公開による聴聞を行わなければならぬことを、同条第6項及び第8項においては、当該聴聞の結果として、仮の命令が不当でないと認めたときにあっては、本命令をすることができ、仮の命令が不当であると認めたときにあっては、直ちに当該仮の命令を失効させなければならないことを定めた。

オ 仮の命令に係る聴聞の手続

法第24条第5項においては、仮の命令に係る聴聞の手続は、通常の命令に係る手続に準じて行うことを定めた。

(4) 公安委員会の報告等に関する規定（法第25条）

ア 公安委員会の報告等

法第25条第1項においては、公安委員会が暴力団の実態に関する事項を国家公安委員会に報告しなければならないことを、同条第2項においては、この報告に基づき国家公安委員会が暴力団の主たる事務所を決定するとともに、その旨を各公安委員会に通報することを定めた。

法第25条第3項においては、公安委員会が指定暴力団等又は指定暴力団員に係る事項で国家公安委員会が定めるものを国家公安委員会に報告しなければならないこと及び国家公安委員会は当該報告に係る事項を各公安委員会に通報することを定めた。

イ 官公署に対する協力要求

法第25条第4項においては、公安委員会は、指定暴力団等の指定又は法の規定による命令をするについて必要があるときは、官公署に協力を求める能够性を有することを定めた。

なお、犯罪経歴保有者の比率の要件（法第3条第2号）の判断に当たって前科調書が必要となるときは、法第25条第4項の規定により地方検察庁に対し協力を求めるものとする。

(5) 不服申立て等に関する規定（法第26条）

指定暴力団等の指定に当たっては国家公安委員会が審査専門委員の意見を聴取した上、これに基づき指定の要件に該当するかどうかについて確認するという厳格な事前手続を探っていることにかんがみ、法第26条第1項及び第2項においては、指定に不服がある者は国家公安委員会に審査請求をすることができること及び国家公安委員会はこの審査請求に対する裁決をするに当たっては審査専門委員の意見を聴かなければならないことを、同条第3項においては、指定の取消しを求める裁判所への訴えは、国家公安委員会の裁決を経た後でなければ提起することができないことを定めた。

(6) 審査専門委員に関する規定（法第27条）

法第27条第1項においては、指定暴力団等の指定に係る確認及び不服申立てについて、法第3条第1号又は第4条第2号に関する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるために国家公安委員会に審査専門委員若干人を置くことを、法第27条第2項においては、この審査専門委員の任命の要件等を定めた。

(7) 命令等を行う公安委員会に関する規定（法第28条）

法の規定による命令等の事務については、いずれの公安委員会がこれを行うべきかについて疑義が生ずる場合もあり得ることから、法第28条においては、指定及びその取消しに関する事務、命令に関する事務、暴力的要素行為の相手方に対する援助に関する事務、事業者に対する援助に関する事務等につき、これらの事務を行う公安委員会を定めた。

(8) 権限の委任に関する規定（法第29条及び第30条）

国家公安委員会の権限に属する事務のうち一定のものは警察庁長官に、道公安委員会の権限に属する事務のうち一定のものは方面公安委員会に委任することが適当であることから、法第29条においては国家公安委員会の権限に属する事務のうち一定のものについて、政令で定めるところにより警察庁長官に委任することができることを、法第30条においては、道公安委員会の権限に属する事務のうち一定のものについては政令で定めるところにより方面公安委員会に委任することができるなどを定めた。

(9) 公安委員会の事務の委任に関する規定（法第31条）

仮の命令に関する事務等の公安委員会又は方面公安委員会の権限に属する一定の事務については、これを警視総監若しくは道府県警察本部長又は方面本部長に行わせることができることとすることが適當であることから、法第31条第1項においては、公安委員会は、仮の命令に関する事務並びに法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第2項及び第3項に規定する事務は警視総監又は道府県警察本部長に行わせできることを、法第31条第2項においては、方面公安委員会は、これらの事務を方面本部長に行わせできることを定めた。

また、暴力的要挙行為に対する中止命令等の公安委員会又は方面公安委員会の権限に属する一定の事務については、これを警察署長に行わせできることとすることが適當であることから、法第31条第3項においては、暴力的要挙行為に対する中止命令（法第11条第1項）、加入の強要等に対する中止命令（法第17条第1項）及び事務所等における禁止行為に対する中止命令（法第19条）を警察署長に行わせできることを定めた。

(10) その他

- ア 法第32条においては、法に基づき定められる命令においては、その命令で必要な経過措置を定めできることを定めた。
- イ 法第33条においては、法の施行に関し必要な他の事項は国家公安委員会規則で定めることを定めた。
- ウ 法第34条から第38条までにおいては、罰則に関する規定を定めた。